

資料

No. 2 - 2

雇用保険の財政運営関係資料

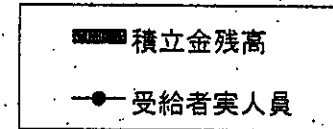
失業等給付関係収支状況

(単位：億円)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度 予算	23年度 要求
収 入	18,187	17,797	18,593	18,414	19,423	17,397	17,317	16,239	23,830	25,886	25,321	25,377	28,978	28,764	22,214	22,896	20,508	22,258	21,351
うち保険料収入	12,266	12,270	12,457	12,650	12,923	12,929	12,335	12,164	18,251	19,211	20,242	20,435	23,858	24,528	19,402	19,664	12,790	18,843	18,444
うち失業等給付に係る 国庫負担金	2,790	2,490	3,374	3,273	4,388	3,078	4,012	3,354	4,884	6,417	4,494	4,267	3,462	1,953	1,190	1,604	5,887	3,002	2,458
支 出	16,127	17,996	20,221	21,358	23,203	27,018	27,806	26,660	27,275	26,820	21,321	17,416	16,972	15,261	14,917	15,907	22,481	29,459	24,822
うち失業等給付費	14,960	17,045	19,036	20,154	21,939	25,762	26,550	25,138	26,007	25,292	19,618	14,672	13,772	12,803	12,598	13,496	19,805	26,790	22,536
差 引 剰 余	2,061	▲ 199	▲ 1,628	▲ 2,944	▲ 3,780	▲ 9,621	▲ 10,489	▲ 10,421	▲ 3,445	▲ 934	4,000	7,962	12,006	13,503	7,297	6,989	▲ 1,973	▲ 7,201	▲ 3,471
積立金残高	47,527	47,328	45,699	42,755	38,975	29,354	18,865	8,443	4,998	4,064	8,064	16,026	28,032	41,535	48,832	55,821	53,870	42,269	37,798

- (注) 1. 22年度及び23年度の予算の「支出」には、予備費(22' 1,390億円、23' 1,120億円)が計上されている。
2. 積立金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において積立金として積み立てるべき額が含まれている。
3. 22年度予算及び23年度要求の積立金残高は、特例措置により雇用安定事業費を支弁するために必要な額としてそれぞれ4,400億円、1,000億円が減額されている。
4. 平成23年度要求の「うち失業等給付に係る国庫負担金」の額は本則復帰前の所要額であり、本則復帰分については事項要求として要求している。
5. 数値は、それぞれ四捨五入している。

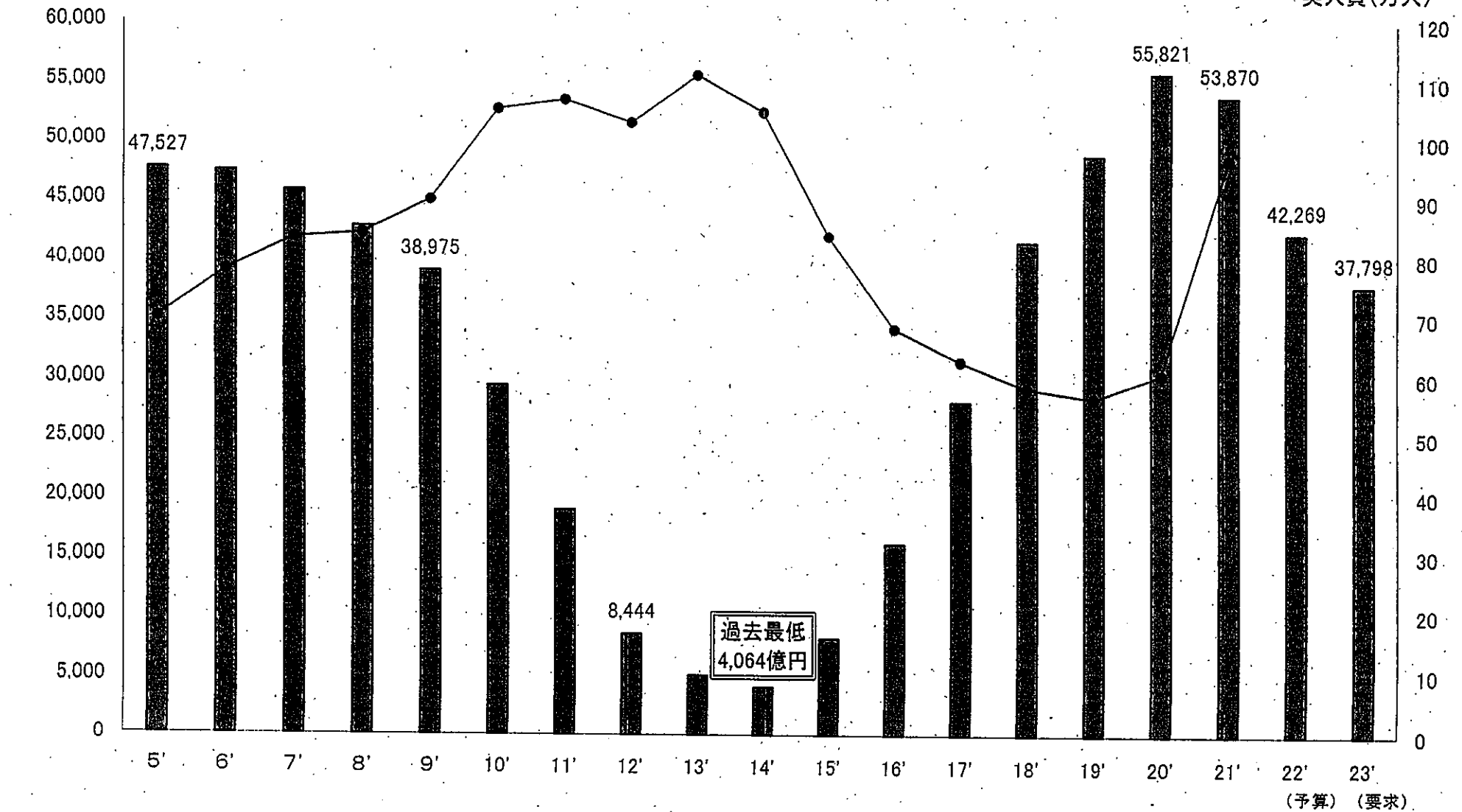
積立金残高と受給者実人員の推移



積立金(億円)

実人員(万人)

-2-



雇用保険二事業関係収支状況

(単位：億円)

	19年度	20年度	21年度	22年度 予算	23年度 要求
収 入	5,168	5,230	5,022	10,039	6,627
(うち積立金からの借り入れ)	—	—	—	(4,400)	(1,000)
支 出	3,195	5,649	10,235	12,350	8,849
差 引 剰 余	1,972	▲ 419	▲ 5,212	▲ 2,311	▲ 2,222
安 定 資 金 残 高	10,679	10,260	5,048	2,736	514
(積立金からの借り入れを行わない場合)	—	—	—	(▲1,664)	(▲4,886)

- (注) 1. 22年度の予算と23年度要求の「支出」には、予備費(22'：690億円、23'：450億円)が計上されている。
2. 22年度予算及び23年度要求の「収入」には、特別措置による積立金からの受入額(22'：4,400億円、23'：1,000億円)が含まれている。
3. 安定資金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において雇用安定資金として組み入れるべき額が含まれている。
4. 数値は、それぞれ四捨五入している。

支出のうち雇用調整助成金の予算額

22年度	23年度
7,257	4,220

雇用保険料率の弾力条項について

- 雇用保険料率は、原則19.5/1000（失業等給付分:16/1000(労使折半)、二事業分:3.5/1000(事業主負担)）
- 財政状況に照らして一定の要件を満たす場合には、雇用保険料率を大臣が変更可能。(弾力条項)

失業等給付に係る弾力条項

$$2 < \frac{((\text{保険料収入} + \text{国庫負担額}) - \text{失業等給付費}) + \text{当該年度末積立金}}{\text{失業等給付費}} \Rightarrow \begin{array}{c} \text{保険料率} \\ \text{引下げ可能} \\ (\rightarrow 12/1000 \text{まで}) \end{array}$$

$$1 > \frac{((\text{保険料収入} + \text{国庫負担額}) - \text{失業等給付費}) + \text{当該年度末積立金}}{\text{失業等給付費}} \Rightarrow \begin{array}{c} \text{保険料率} \\ \text{引上げ可能} \\ (\rightarrow 20/1000 \text{まで}) \end{array}$$

[※ 21年度決算額による計算 = 2.65 → 平成23年度の保険料率を12/1000まで引下げ可能]

雇用保険二事業に係る弾力条項

$$1.5 < \frac{(\text{保険料収入} - \text{二事業に要する費用}) + \text{当該年度末雇用安定資金}}{\text{二事業に係る保険料収入}} \Rightarrow \begin{array}{c} \text{保険料率} \\ \text{引下げ} \\ (\rightarrow 3/1000 \text{まで}) \end{array}$$

[※ 21年度決算額による計算 = ▲0.07]

雇用保険制度における弾力条項について

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第12条第5項及び第8項)

失業等給付に係る弾力条項

5 厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法 の規定による失業等給付の額(以下この項において「失業等給付額」という。)との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金(第七項において「積立金」という。)に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十五・五から千分の二十三・五まで(前項ただし書に規定する事業(同項第三号に掲げる事業を除く。))については千分の十七・五から千分の二十五・五まで、同号に掲げる事業については千分の十八・五から千分の二十六・五まで)の範囲内において変更することができる。

雇用保険二事業に係る弾力条項

8 厚生労働大臣は、毎会計年度において、二事業費充当徴収保険料額と雇用保険法 の規定による雇用安定事業及び能力開発事業に要する費用に充てられた額(予算の定めるところにより、労働保険特別会計の雇用勘定に置かれる雇用安定資金に繰り入れられた額を含む。)との差額を当該会計年度末における当該雇用安定資金に加減した額が、当該会計年度における一般保険料徴収額に千分の三・五の率(第四項第三号に掲げる事業については、千分の四・五の率)を雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額の一・五倍に相当する額を超えるに至つた場合には、雇用保険率を一年間その率から千分の〇・五の率を控除した率に変更するものとする。

雇用保険料及び国庫負担の推移

	雇 用 保 険 料			国庫負担率 (基本手当)
		失業等給付保険料率 (労使折半)	二事業保険料率 (使用者負担)	
失業保険(昭22)	$\frac{22}{1,000}$	$\frac{22}{1,000}$		$\frac{1}{3}$
(昭24)	$\frac{20}{1,000}$	$\frac{20}{1,000}$		↓
(昭27)	$\frac{16}{1,000}$	$\frac{16}{1,000}$		↓
(昭34)	↓	↓		$\frac{1}{4}$
(昭35)	$\frac{14}{1,000}$	$\frac{14}{1,000}$		↓
(昭45)	$\frac{13}{1,000}$	$\frac{13}{1,000}$		↓
雇用保険(昭50)	$\frac{13}{1,000}$	$\frac{10}{1,000}$	$\frac{3.0}{1,000}$	↓
(昭53)	$\frac{13.5}{1,000}$	↓	$\frac{3.5}{1,000}$ (法改正)	↓
(昭54)	$\frac{14.5}{1,000}$	$\frac{11}{1,000}$ (法改正)	↓	↓
(昭56)	$\frac{14.0}{1,000}$	↓	$\frac{3.0}{1,000}$ (弾力)	↓
(昭57)	$\frac{14.5}{1,000}$	↓	$\frac{3.5}{1,000}$ (弾力)	↓
(昭61)	$\frac{14.0}{1,000}$	↓	$\frac{3.0}{1,000}$ (弾力)	↓
(昭63)	$\frac{14.5}{1,000}$	↓	$\frac{3.5}{1,000}$ (弾力)	↓
(平4)	$\frac{12.5}{1,000}$	$\frac{9}{1,000}$ (弾力)	↓	22.5% ($\frac{1}{4} \times 0.9$)
(平5)	$\frac{11.5}{1,000}$	$\frac{8}{1,000}$ (法改正)	↓	20.0% ($\frac{1}{4} \times 0.8$)
(平10)	↓	↓	↓	14.0% ($20.0\% \times 0.7$)
(平13)	$\frac{15.5}{1,000}$	$\frac{12}{1,000}$ (法改正)	↓	$\frac{1}{4}$
(平14)	$\frac{17.5}{1,000}$	$\frac{14}{1,000}$ (弾力)	↓	↓
(平15)	$\frac{19.5}{1,000}$	$\frac{16}{1,000}$ (法改正)	↓	↓
(平19)	$\frac{15.0}{1,000}$	$\frac{12}{1,000}$ (弾力)	$\frac{3.0}{1,000}$ (弾力)	13.75% ($\frac{1}{4} \times 0.55$)
(平21)	$\frac{11.0}{1,000}$	$\frac{8}{1,000}$ (法改正) (注4)	↓	(注5)
(平22)	$\frac{15.5}{1,000}$	$\frac{12}{1,000}$ (弾力)	$\frac{3.5}{1,000}$ (法改正)	↓

(注1) 農林水産業、清酒製造業及び建設業の失業等給付保険料率については労使双方1/1000ずつの上乗せがあり、また、建設業の二事業保険料率については、1/1000の上乗せがある。

(注2) 平成15年度法改正により、失業等給付の保険料率が16/1000とされたが、法律の附則により平成15年度及び16年度は暫定的に14/1000とされた。

(注3) 平成4年度～平成12年度、平成19年度～の国庫負担は、「当分の間」の措置として、本来の国庫負担の所要額に一定の率(H4年度0.9、H5～9年度0.8、H10～12年度0.56、H19年度～0.55)を乗じて得た額とされた。

(注4) 平成21年度の1年間に限り暫定的に引下げ。

(注5) 平成21年度二次補正において、3500億円を追加投入。

(注6) 雇用保険法の一部を改正する法律(平成22年2月3日公布施行)において、平成23年度において、安定した財源を確保した上で国庫負担に関する暫定措置を廃止するとされている。

総括表

失業等給付の財政収支の試算（平成22年度～平成27年度）

雇用情勢	支出水準	国庫負担 (23年度以降)	保険料率		備考
			(23年度)	(24年度以降)	
ケースA ※ 支出が23年度概算要求ベースで推移するケース 「1000分の1当たり保険料収入」は22年度以降▲2.8% (過去10カ年最低値)	・22年度 - 22年度予算 ・23年度 - 23年度概算要求 ・24年度 - " ・25年度 - " ・26年度 - " ・27年度 - "	原則 (1/4)	1.2%	・24年度 1.6% (法定料率) ・25年度以降 1.2% (弾力)	(ケースA)
		現行 (1/4×0.55)		・24年度 1.6% (法定料率) ・25年度 1.2% (弾力) ・26年度 1.2% (" ・27年度 1.6% (法定料率)	(ケースA-2)
ケースB ※ 支出が23年度以降、さらに悪化（約3千億円増）で推移するケース 「1000分の1当たり保険料収入」は22年度以降▲2.8% (過去10カ年最低値)	・22年度 - 22年度予算 ・23年度 - 23年度概算要求 + 3千億円増 ・24年度 - " ・25年度 - " ・26年度 - " ・27年度 - "	原則 (1/4)	1.2%	・24年度 1.6% (法定料率) ・25年度 1.6% (" ・26年度以降 1.2% (弾力)	(ケースB)
		現行 (1/4×0.55)		・24年度以降 1.6% (法定料率)	(ケースB-2)
ケースC ※ 支出が23年度以降、極端に悪化（約6千億円増）で推移するケース 「1000分の1当たり保険料収入」は22年度以降▲2.8% (過去10カ年最低値)	・22年度 - 22年度予算 ・23年度 - 23年度概算要求 + 6千億円増 ・24年度 - " ・25年度 - " ・26年度 - " ・27年度 - "	原則 (1/4)	1.2%	・24年度以降 1.6% (法定料率)	(ケースC)
		現行 (1/4×0.55)			(ケースC-2)

ケースA

失業等給付の収支試算

(国庫負担原則率ベース)

(単位：億円)

	21年度 (実 績)	22年度 (予 算)	23年度 (試 算)	24年度 (試 算)	25年度 (試 算)	26年度 (試 算)	27年度 (試 算)
収 入	20,508	22,258	23,362	28,821	22,343	21,856	21,381
支 出	22,481	29,459	24,822	24,822	24,822	24,822	24,822
差 引 剰 余	▲ 1,973	▲ 7,201	▲ 1,460	3,999	▲ 2,479	▲ 2,967	▲ 3,441
積 立 金 残 高	53,870	42,269	39,809	43,808	41,329	38,362	34,921
弾 力 倍 率	2.65倍	1.72倍	2.26倍	2.68倍	2.29倍	2.13倍	1.96倍

	21年度 (実 績)	22年度 (予 算)	23年度 (試 算)	24年度 (試 算)	25年度 (試 算)	26年度 (試 算)	27年度 (試 算)
保 険 料 率	0.8%	1.2%	1.2%	1.6%	1.2%	1.2%	1.2%

- (注1) 収入は21年度は決算額、22年度は予算額、23年度は概算要求額（事項要求含む）、24年度以降は1000分の1当たり保険料（23' 要求ベース）×保険料率にて算出しており、支出は21年度は決算額、22年度は予算額、23年度以降は概算要求ベースを固定して計上している。
- (注2) 保険料率は23年度は1.2%、24年度以降は法定料率に戻ると仮定して計算している。また、1000分の1当たり保険料は、24年度以降▲2.8%（過去10カ年最低値）ずつ減少すると仮定して計算している。
- (注3) 22年度予算及び23年度試算の積立金残高は、特例措置により雇用安定事業費を支弁するために必要な額としてそれぞれ4,400億円、1,000億円が減額されている。

ケースA-2

失業等給付の収支試算（ケースAベース）

（国庫負担が現行（13.75%）のまま推移するケース）

（単位：億円）

	21年度 （実績）	22年度 （予算）	23年度 （試算）	24年度 （試算）	25年度 （試算）	26年度 （試算）	27年度 （試算）
収 入	20,508	22,258	21,351	26,810	20,333	19,845	24,858
支 出	22,481	29,459	24,822	24,822	24,822	24,822	24,822
差 引 剩 余	▲ 1,973	▲ 7,201	▲ 3,471	1,988	▲ 4,490	▲ 4,978	36
積 立 金 残 高	53,870	42,269	37,798	39,786	35,296	30,319	30,355
弾 力 倍 率	2.65倍	1.72倍	2.08倍	2.41倍	1.93倍	1.69倍	1.91倍

	21年度 （実績）	22年度 （予算）	23年度 （試算）	24年度 （試算）	25年度 （試算）	26年度 （試算）	27年度 （試算）
保 険 料 率	0.8%	1.2%	1.2%	1.6%	1.2%	1.2%	1.6%

（注1） 収入は21年度は決算額、22年度は予算額、23年度は概算要求額、24年度以降は1000分の1当たり保険料（23'要求ベース）×保険料率にて算出しており、支出は21年度は決算額、22年度は予算額、23年度以降は概算要求ベースを固定して計上している。

（注2） 保険料率は23年度は1.2%、24年度以降は法定料率に戻ると仮定して計算している。また、1000分の1当たり保険料は、24年度以降▲2.8%（過去10カ年最低値）ずつ減少すると仮定して計算している。

（注3） 22年度予算及び23年度試算の積立金残高は、特例措置により雇用安定事業費を支弁するために必要な額としてそれぞれ4,400億円、1,000億円が減額されている。

ケースB

失業等給付の収支試算

(支出が23年度概算要求からさらに悪化 (約3千億円増) して推移するケース)

(単位: 億円)

	21年度 (実績)	22年度 (予算)	23年度 (試算)	24年度 (試算)	25年度 (試算)	26年度 (試算)	27年度 (試算)
収 入	20,508	22,258	23,947	29,368	28,703	22,451	21,980
支 出	22,481	29,459	28,205	28,205	28,205	28,205	28,205
差 引 剰 余	▲ 1,973	▲ 7,201	▲ 4,258	1,163	499	▲ 5,754	▲ 6,225
積 立 金 残 高	53,870	42,269	37,011	38,174	38,673	32,919	26,694
弾 力 倍 率	2.65倍	1.72倍	1.79倍	2.05倍	2.05倍	1.58倍	1.31倍

	21年度 (実績)	22年度 (予算)	23年度 (試算)	24年度 (試算)	25年度 (試算)	26年度 (試算)	27年度 (試算)
保 険 料 率	0.8%	1.2%	1.2%	1.6%	1.6%	1.2%	1.2%

- (注1) 収入は21年度は決算額、22年度は予算額、23年度は概算要求額 (事項要求含む)、24年度以降は1000分の1当たり保険料 (23' 要求ベース) × 保険料率にて算出しており、支出は21年度は決算額、22年度は予算額、23年度以降は概算要求ベースに支出が3千億円増加すると仮定して計上している。
- (注2) 保険料率は23年度は1.2%、24年度以降は法定料率に戻ると仮定して計算している。また、1000分の1当たり保険料は、24年度以降▲2.8% (過去10カ年最低値) ずつ減少すると仮定して計算している。
- (注3) 22年度予算及び23年度試算の積立金残高は、特例措置により雇用安定事業費を支弁するために必要な額としてそれぞれ4,400億円、1,000億円が減額されている。

ケースB-2

失業等給付の収支試算（ケースBベース）

（国庫負担が現行（13.75%）のまま推移するケース）

（単位：億円）

	21年度 （実績）	22年度 （予算）	23年度 （試算）	24年度 （試算）	25年度 （試算）	26年度 （試算）	27年度 （試算）
収入	20,508	22,258	21,598	27,020	26,355	25,709	25,081
支出	22,481	29,459	28,205	28,205	28,205	28,205	28,205
差引剰余	▲ 1,973	▲ 7,201	▲ 6,607	▲ 1,185	▲ 1,850	▲ 2,496	▲ 3,124
積立金残高	53,870	42,269	34,663	33,477	31,628	29,132	26,008
弾力倍率	2.65倍	1.72倍	1.61倍	1.78倍	1.68倍	1.55倍	1.41倍

	21年度 （実績）	22年度 （予算）	23年度 （試算）	24年度 （試算）	25年度 （試算）	26年度 （試算）	27年度 （試算）
保険料率	0.8%	1.2%	1.2%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%

- （注1） 収入は21年度は決算額、22年度は予算額、23年度は概算要求額、24年度以降は1000分の1当たり保険料（23'要求ベース）×保険料率にて算出しており、支出は21年度は決算額、22年度は予算額、23年度以降は概算要求ベースに支出が3千億円増加すると仮定して計上している。
- （注2） 保険料率は23年度は1.2%、24年度以降は法定料率に戻ると仮定して計算している。また、1000分の1当たり保険料は、24年度以降▲2.8%（過去10カ年最低値）ずつ減少すると仮定して計算している。
- （注3） 22年度予算及び23年度試算の積立金残高は、特例措置により雇用安定事業費を支弁するために必要な額としてそれぞれ4,400億円、1,000億円が減額されている。

ケースC

失業等給付の収支試算

(支出が23年度概算要求から極端に悪化 (約6千億円増) して推移するケース)

(単位: 億円)

	21年度 (実績)	22年度 (予算)	23年度 (試算)	24年度 (試算)	25年度 (試算)	26年度 (試算)	27年度 (試算)
収入	20,508	22,258	24,697	30,118	29,453	28,807	28,179
支出	22,481	29,459	31,205	31,205	31,205	31,205	31,205
差引剰余	▲ 1,973	▲ 7,201	▲ 6,508	▲ 1,087	▲ 1,751	▲ 2,397	▲ 3,025
積立金残高	53,870	42,269	34,761	33,674	31,923	29,525	26,500
弾力倍率	2.65倍	1.72倍	1.45倍	1.60倍	1.52倍	1.41倍	1.28倍

	21年度 (実績)	22年度 (予算)	23年度 (試算)	24年度 (試算)	25年度 (試算)	26年度 (試算)	27年度 (試算)
保険料率	0.8%	1.2%	1.2%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%

- (注1) 収入は21年度は決算額、22年度は予算額、23年度は概算要求額 (事項要求含む)、24年度以降は1000分の1当たり保険料 (23' 要求ベース) × 保険料率にて算出しており、支出は21年度は決算額、22年度は予算額、23年度以降は概算要求ベースに支出が6千億円増加すると仮定して計上している。
- (注2) 保険料率は23年度は1.2%、24年度以降は法定料率に戻ると仮定して計算している。また、1000分の1当たり保険料は、24年度以降▲2.8% (過去10カ年最低値) ずつ減少すると仮定して計算している。
- (注3) 22年度予算及び23年度試算の積立金残高は、特例措置により雇用安定事業費を支弁するために必要な額としてそれぞれ4,400億円、1,000億円が減額されている。

ケースC-2

失業等給付の収支試算（ケースCベース）

（国庫負担が現行（13.75％）のまま推移するケース）

（単位：億円）

	21年度 （実績）	22年度 （予算）	23年度 （試算）	24年度 （試算）	25年度 （試算）	26年度 （試算）	27年度 （試算）
収入	20,508	22,258	22,011	27,432	26,768	26,121	25,494
支出	22,481	29,459	31,205	31,205	31,205	31,205	31,205
差引剰余	▲ 1,973	▲ 7,201	▲ 9,194	▲ 3,773	▲ 4,437	▲ 5,083	▲ 5,711
積立金残高	53,870	42,269	32,075	28,302	23,865	18,782	13,071
弾力倍率	2.65倍	1.72倍	1.26倍	1.32倍	1.14倍	0.94倍	0.72倍

	21年度 （実績）	22年度 （予算）	23年度 （試算）	24年度 （試算）	25年度 （試算）	26年度 （試算）	27年度 （試算）
保険料率	0.8%	1.2%	1.2%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%

（注1） 収入は21年度は決算額、22年度は予算額、23年度は概算要求額、24年度以降は1000分の1当たり保険料（23'要求ベース）×保険料率にて算出しており、支出は21年度は決算額、22年度は予算額、23年度以降は概算要求ベースに支出が6千億円増加すると仮定して計上している。

（注2） 保険料率は23年度は1.2%、24年度以降は法定料率に戻ると仮定して計算している。また、1000分の1当たり保険料は、24年度以降▲2.8%（過去10カ年最低値）ずつ減少すると仮定して計算している。

（注3） 22年度予算及び23年度試算の積立金残高は、特例措置により雇用安定事業費を支弁するために必要な額としてそれぞれ4,400億円、1,000億円が減額されている。

ケース 1

雇用保険二事業の収支試算

(ほぼ収支均衡ベース)

(単位：億円)

	21年度 (実績)	22年度 (予算)	23年度 (要求)	24年度 (試算)	25年度 (試算)	26年度 (試算)	27年度 (試算)
収 入	5,022	10,039 (4,400)	6,627 (1,000)	5,627	5,627	5,627	5,627
支 出	10,235	12,350	8,849	5,500	5,500	5,500	5,500
差 引 剰 余	▲ 5,212	▲ 2,311	▲ 2,222	127	127	127	127
				(注)24年度以降、剰余が出た場合は、全て積立金へ返済を行う。			
安 定 資 金 残 高	-5,048	2,736	514	514	514	514	514
弾 力 倍 率	▲0.07倍	▲1.54倍	▲1.55倍	▲0.93倍	▲0.91倍	▲0.88倍	▲0.86倍

	21年度 (実績)	22年度 (予算)	23年度 (要求)	24年度 (試算)	25年度 (試算)	26年度 (試算)	27年度 (試算)
保 険 料 率	0.30%	0.35%	0.35%	0.35%	0.35%	0.35%	0.35%

(注1) 収入は21年度は決算額、22年度は予算額、23年度は概算要求額、24年度以降は1000分の1当たり保険料(22'要求ベース)×保険料率にて算出しており、支出は21年度は決算額、22年度は予算額、23年度は概算要求額、24年度以降はほぼ収支均衡するものと仮定している。

(注2) 保険料率は22年度以降、法定料率0.35%として計算している。また、1000分の1当たり保険料は、23年度以降、同額と仮定して計算している。

(注3) 22年度予算及び23年度要求の収入には、特別措置による積立金からの受入額(22'：4,400億円、23'：1,000億円)が含まれている。

ケース 2

雇用保険二事業の収支試算

(単位：億円)

	21年度 (実績)	22年度 (予算)	23年度 (要求)	24年度 (試算)	25年度 (試算)	26年度 (試算)	27年度 (試算)
収 入	5,022	10,039 (4,400)	6,627 (1,000)	5,627	5,627	5,627	5,627
支 出	10,235	12,350	8,849	5,500	4,000	4,000	4,000
差 引 剰 余	▲ 5,212	▲ 2,311	▲ 2,222	127	1,627	1,627	1,627
(注)24年度以降、剰余が出た場合は、全て積立金へ返済を行う。							
安 定 資 金 残 高	5,048	2,736	514	514	514	514	514
弾 力 倍 率	▲0.07倍	▲1.54倍	▲1.55倍	▲0.93倍	▲0.63倍	▲0.33倍	▲0.02倍

	21年度 (実績)	22年度 (予算)	23年度 (要求)	24年度 (試算)	25年度 (試算)	26年度 (試算)	27年度 (試算)
保 険 料 率	0.30%	0.35%	0.35%	0.35%	0.35%	0.35%	0.35%

(注1) 収入は21年度は決算額、22年度は予算額、23年度は概算要求額、24年度以降は1000分の1当たり保険料(22'要求ベース)×保険料率にて算出しており、

支出は21年度は決算額、22年度は予算額、23年度は概算要求額、24年度はほぼ収支均衡、25年度以降は18年度～20年度の平均額を計上。

(注2) 保険料率は22年度以降、法定料率0.35%として計算している。また、1000分の1当たり保険料は、23年度以降、同額と仮定して計算している。

(注3) 22年度予算及び23年度要求の収入には、特別措置による積立金からの受入額(22'：4,400億円、23'：1,000億円)が含まれている。

失業等給付に係る国庫負担の考え方について

基本的考え方

雇用保険の保険事故である失業については、政府の経済政策、雇用政策と関係が深く、政府もその責任を担うべきであることから、単に労使双方のみの拠出に委ねることなく、国庫も失業等給付に要する費用の一部を負担することが必要

求職者給付

費用の1/4を負担

- ・基本手当
- ・特例一時金

費用の1/3を負担

- ・日雇労働求職者給付
- ※比較的低所得者を対象とし、保険収支が不安定であること等による。

国庫負担なし

- ・高年齢求職者給付
- ※65歳以上の者には年金が支給されること等を踏まえ、国庫負担は廃止された(平成10年)。

雇用継続給付

費用の1/8を負担

- ・育児休業給付
- ・介護休業給付

※雇用継続給付の保険事故は、「失業」に準じた状態であり、これを放置すれば失業に結びつく可能性のあるものであるが、完全な失業状態ではなく、求職者給付に比べて国の責任の度合は相対的に低いため、その1/2の国庫負担率となっている。

国庫負担なし

- ・高年齢雇用継続給付
- ※改正高齢者雇用安定法に鑑み、国庫負担を行う本来の趣旨が薄れたことを踏まえ、国庫負担は廃止された(平成19年)。

就職促進給付

国庫負担なし

※失業中の生活保障等を目的として支給する求職者給付等と異なり、受給者の再就職の促進のために給付するものであるため。

教育訓練給付

国庫負担なし

※失業中の生活保障等を目的として支給する求職者給付等と異なり、労働者の主体的な職業能力開発の取組を支援するものであるため。

※ 当分の間、国庫負担を本来の負担額の55%に引き下げ(平成19年～)

国庫負担の暫定措置の今後の取り扱いについて

1. 暫定措置の経緯

- 行政改革の重要方針（平成17年12月24日 閣議決定）

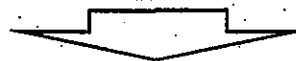
失業給付事業における国庫負担の在り方については、廃止を含め検討するものとする。

- 行革推進法（平成18年法律第47号）第23条第2項

雇用保険法第66条の規定による国庫負担（失業等給付に係るものに限る）の在り方については、廃止を含め検討するものとする。

- 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日 閣議決定）

失業等給付の国庫負担の在り方については、「廃止を含め検討する」という「行政改革推進法」の趣旨を踏まえ、2007年度において、廃止を含む見直しを行う。



- 雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）

当分の間、国庫負担を本来の負担額の55%に引き下げ（25% → 13.75%）
（高年齢雇用継続給付に係る国庫負担を廃止）

2. 暫定措置見直しの動き

- 民主党マニフェスト（2009）

雇用保険における国庫負担を法律の本則である1/4に戻す。

- 雇用保険法の一部を改正する法律（平成22年法律第2号）

- ・ 当面の雇用保険制度の安定的運営を確保するため、平成21年度における求職者給付及び雇用継続給付の国庫負担として、21年度補正予算で3500億円の一般財源を投入
- ・ 雇用保険の国庫負担については、平成22年度中に検討し、23年度において、安定した財源を確保した上で国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。



※ 平成23年度予算概算要求において、国庫負担の原則復帰（暫定措置廃止）に関する事項要求をしているところ。

※ 厚生労働省としては、社会保障に関する経費の安定財源を確保するための税制上の所要の措置を税制要望しているところであるが、予算編成過程において検討。